

# 「東日本大震災アーカイブ」基盤構築プロジェクト ラウンドテーブル

## 技術 WG 議事要旨

1 日時 平成 25 年 2 月 26 日 (木) 13:30~15:30

2 場所 三菱総合研究所 会議室(大会議室 A)

3 出席者 (敬称略) :

(1) 技術 WG 構成員

安藤構成員、岩爪構成員、大向構成員、樋村構成員、嘉村構成員、神崎構成員、高野構成員(座長)、森山構成員

(2) 運用実証・ポータル開発事業者

青木部長(凸版印刷)、岩田課長代理(NTTデータ)

(3) オブザーバ

① 総務省

白石課長補佐

② 国立国会図書館

河合次世代システム開発研究室長

(4) 事務局(三菱総合研究所)

前田、松尾

### 4 議事内容

(ア) ガイドライン案について

(イ) その他

### 5 議事

#### 【議題 1 : ガイドライン案について】

- 事務局より、資料①-01 「構築・運用のためのガイドライン」を説明。
- 事務局より、資料①-02 「震災関連アーカイブ運用ポリシー比較」を説明。
- 資料①「ガイドライン案一式」及び資料③「震災関連情報のデジタルデータ化ガイドラインに係るコメント票(研谷構成員)」を説明。

主な意見は以下の通り。

○ 構成員 (高野座長)

資料①-02 震災関連アーカイブ運用ポリシー比較について、東日本大震災アーカイブの特徴的なところがあれば、教えていただきたい。

○ 事務局 (前田)

国立国会図書館によるポータルサイトということもあり、サイト利用者によるコンテンツの二次利用に関しては利用者にて直接権利者に問い合わせいただく点や、個人からの投稿を受け付けていない点が主な相違点である。

○ 構成員 (高野座長)

比較表だけでなく、相違点がまとまっているとよいのではないか。

○ 事務局より、資料①-01 「構築・運用のためのガイドライン」を説明。

○ 事務局より、資料①-02 「震災関連アーカイブ運用ポリシー比較」を説明。

- 事務局より、資料①-03「被災資料の応急措置、修復、保存について【基礎編】」、資料①-04「被災資料の応急措置、修復、保存について【事例編】」、資料①-05「震災関連情報のデジタルデータ化について【基礎編】」、資料①-06「震災関連情報のデジタルデータ化について【事例編】」、資料①-07「デジタルデータの長期保存・利用のために【基礎編】」、資料①-08「デジタルデータの長期保存・利用のために【事例編】」、資料③「震災関連情報のデジタルデータ化ガイドラインに係るコメント票(研谷構成員)」を説明。

主な意見は以下の通り。

- 構成員 (樺村構成員)

以前申し上げたが、本ガイドラインについては、いろいろな情報源を紹介しそれを参考できる形の方がよいのではないかと考えている。2章については主体的に記載しうぎでいるのではないか。

- 事務局 (松尾)

別途調整させていただく。

- 構成員 (樺村構成員)

3章、4章については出所が記載されており、2章には記載がない。著作権者の方がおられるのであれば、そちらの方を前面に記載するのもよい。

- 事務局 (松尾)

この方法を推奨するというのではなく、こういう方法があると紹介する形の方がよいか。

- 構成員 (樺村構成員)

震災アーカイブのガイドラインであるとすれば一般論を語るよりはいろいろな技術を紹介し、震災アーカイブで、それらの方法がどう役立ったかを記載されるのがよいのではないか。

- 構成員 (嘉村構成員)

資料①-04について、文化財の修復については目録の作成のほかに、「修復のカルテ」が必要であると感じている。

- 構成員 (大向構成員)

ガイドラインとしたときにこのまま指示通り作ればアーカイブを作れるような形となっているといのではないか。事例と一般論の記載が混在していて分かりづらい。また、事例についても、よい事例として紹介しているのか、やったことをそのまま記載しているだけなのかが分からぬ。どういう観点で記載しているのかを明確にしていただきたい。

- 事務局 (松尾)

整理したい。ただし、被災資料の応急措置、修復、保存についてはこれが正解というようなものは書けない。

- 構成員 (大向構成員)

それはその通りだと思う。例えば資料①-05についてはいきなり事例から書かれていて、その後に方針、一般論が記載されているが、この一般論は事例のまとめなのか、事例を問わない一般論なのか。混在していると分かりづらい。知識を整理した知識のカタログのようなものを基礎編とし、事例編に実証事業でやったことを書くというのでいかがか。

- 構成員 (高野座長)

一般編と事例編を分けてしまい、一般編で記載した技術を使って実証した結果どうな

ったということを事例編に記載し、相互に参照できるような形とした方がよいのではないか。その方がメンテナンスも容易ではないか。

○ 構成員 (森山構成員)

デジタルアーカイブを始めた時には、当初の方法で保存すればずっと使えると思っていたが、技術革新に伴い、当初の方法が無効となることがあることに気付いた。長期保存に関しては、例えば viewer を用いて閲覧するコンテンツの場合、クライアント端末の OS やブラウザーが変遷しても、新しいバージョンからはサポートされなくなることがある。そのため、マイグレーションを繰り返さねばならず、悩みの種である。まったく別件であるが、図書館員としては、分類が気になるところで、事例編にあるプロジェクトについては、いずれも分類が大雑把すぎ、秩序だっていない気がする。分類本来の用を為さないのではないか。また、分類用語の時代による変遷もあるので、メンテナンスも考慮した方がよい。震災関連アーカイブにそのまま当てはめるのは難しいかもしれないが、NDC はその点ではメンテナンスされているという点にメリットが見出される。

○ 構成員 (高野座長)

長期保存に関して技術的なことだけでなく、人的資源に関する制約や困難さ等を整理されてはよいのではないか。

○ 構成員 (嘉村構成員)

国立国会図書館主催の INA の方の講演の資料が参考になったのでご確認いただき、それを紹介するとよい。

○ 事務局より、資料①-09 「震災関連情報のメタデータ利用について【基礎編】」、資料①-10 「メタデータ利用ガイドライン推奨項目案」、資料①-11 「震災関連情報のメタデータ利用について【事例編】」、資料①-12 「(参考) 震災関連デジタルアーカイブ連携メタデータスキーマ」、資料①-13 「(参考) NDL 東日本大震災アーカイブ震災メタデータスキーマ」を説明。

主な意見は以下の通り。

○ 構成員 (神崎構成員)

ガイドラインの中におけるメタデータの項目の位置づけを教えていただきたい。東日本大震災アーカイブのメタデータの利用方法を説明したいのか、アーカイブを作成される方向けのメタデータの付与の仕方の説明とされるのか、意図が混在していると思われる。ガイドラインとしては、後者のほうがよい。また資料①-13 はガイドラインに添付しても、読むのが難しい。資料①-13 を記載されなければ、それとの連携という記載は意味が通じない。東日本大震災アーカイブとの連携についてはマニュアルを別途作成されるのがよいのではないか。また、アーカイブを作成する人向けであっても、メタデータを付与する人向けとそのメタデータを使ってアーカイブシステムを構築する人向けとでは説明の仕方が異なる。ガイドラインとしては、メタデータの付与方法だけ記載されてもよいのではないか。

○ 構成員 (大向構成員)

同感である。ガイドラインに記載された方法でメタデータを付与すれば、東日本大震災アーカイブにきちんと連携されるのであれば、連携する側にとって、東日本大震災アーカイブのメタデータスキーマの構造は特に意識する必要はない。東日本大震災アーカイブのメタデータを使ってアーカイブを作れるという記載が出てくるが、そのような手段もあるとすれば、API をどう使うとどのような活用方法があるのか、その方法をもつ

ときちんと説明したほうがよい。

- 構成員 (嘉村構成員)  
メタデータを設計する人、それを使ってアーカイブを構築する開発者、メタデータの付与作業を行う人向けの説明が混在している。相手を分けたガイドラインとした方がよい。
- 構成員 (大向構成員)  
目録を作ることが大事であるという話があったが、コンテンツの目録を作ることとメタデータを付与することとは、システム的には同じことでありかつ重要である。その辺りの目録とメタの関係を記載し、それが重要であることが伝わるとよい。
- 構成員 (高野座長)  
資料①-10 のように必要な項目とそれがあったときの利便性が記載されているようなものがあると便利である。
- 構成員 (神崎構成員)  
資料①-10 の推奨項目と資料①-13との関係は何か。①-12と関連しているのか。いずれにせよ関係は記載してあったほうがよい。
- 構成員 (森山構成員)  
岡山県立図書館で一般の方にメタデータを入力していただいた際には、Dublin Coreに準拠して 15 項目程度のメタデータとし、入力画面に簡潔な記載事例を表示して、マニュアルを見なくても済むようにした。資料①-10 には、項目ごとに必須項目なのか、任意項目なのかも記載した方がよい。また検索する際に役立つ項目として、文字、音声、画像、映像等の資料種別があった方がよい。
- 構成員 (高野座長)  
コンテンツをどこから収集したかで、資料種別が自動的に分かる場合もある。
- 構成員 (森山構成員)  
整理されているのであれば問題ない。
- 構成員 (神崎構成員)  
資料①-10 に参照値とあるが、一般の方にわかりにくい。
- NTT データ (岩田課長代理)  
資料①-13 は東日本大震災アーカイブの設計に必要なメタデータスキーマであるため、ガイドライン向けには不向きである。事務局と対応を相談させていただく。外部へのインターフェース提供というものが混在しているという指摘があったかと思うが、アーカイブ構築にあたって自分が作る場合にどのような項目が必要かという情報を記載しつつ、情報を提供する側(震災アーカイブからデータをもらう場合)になる場合を分けて記載させていただいた方がよいと思われる。いずれにしても、読者を想定した記載方法の方がよいので、検討させていただく。
- 構成員 (樋村構成員)  
資料①-09 の「メタデータとは」との記載について、この記載では足りないと思われる。アーカイブを構築するにあたって、必要となる知識を提供できる資料やガイドを提示する必要があるのではないか。メタデータについてわかりやすく説明された本を紹介するなどしてはいかがか。
- 構成員 (森山構成員)  
メタデータについて、これまで素人でも直感的にわかる適切なガイドがなかった。自治体職員向けには、備品台帳のようなものであると説明すれば通じた。

- 総務省 (白石課長補佐)  
記載方法等の案があればご教示いただきたい。
- 事務局より、資料①－14「震災関連アーカイブの権利関係について【基礎編】」、資料①－15「震災関連アーカイブの権利関係について【基礎編】参考資料3」、資料①－16「震災関連アーカイブの権利関係について【基礎編】参考資料4」、資料①－17「震災関連アーカイブの権利関係について【事例編】」を説明。

主な意見は以下の通り。

- 構成員 (嘉村構成員)  
参考資料2の文化庁の自由利用マークについては廃止になるという話もあるので、ご確認されたほうがよい。
- 構成員 (森山構成員)  
著作権を中心に記載されているが、著作権はクリアされても所有権に阻まれてデジタルデータを公開できない場合もある。どの地域でも編纂される県史、市町村史等では、古美術品等の所有者に対して、写真を撮って掲載させてもらうことを、紙媒体での出版に関してのみ許可を得ていたため、デジタル化してネット上で公開することができなかつた。この教訓を踏まえて、所有権についても記載したほうがよい。各公共機関が持っている古文書等に関しても、所有権がネックになるケースも出てくるのではないか。図書館で古文書等の掲載をマスコミから依頼された場合には、図書館の所有物であることの明記を求める掲載許可書を発行している。
- 構成員 (高野座長)  
許諾は著作権法を越えて対応しているのか。
- 構成員 (森山構成員)  
そうなる。
- 構成員 (高野座長)  
国会図書館が保有するデジタルデータに関して、国会図書館においては現物があればデジタルデータ化して公共図書館に配信可能であるが、現物を保有していない場合は配信できないのか。
- 国立国会図書館 (河合室長)  
現物を保有しない場合はオンライン資料の収集になるが、提供については、制度設計中である。
- 構成員 (高野座長)  
現物を納めない限り、デジタルデータが提供されるということは起こりえないということによいか。
- 国立国会図書館 (河合室長)  
現時点では現物をデジタル化したものを公共図書館に配信する。現物がないものについては、別の取組で対応することになる。
- 構成員 (神崎構成員)  
アーカイブを作る際にこれだけの著作権処理をしなさいということが書かれていると思うが、ここに書かれていることに対応するのは難しいのではないか。
- 構成員 (高野座長)  
表2-1のどれかを選んだら、このように対応すればよいということがわかりやすく書

かれるといい。その際にYahoo!写真保存プロジェクトや311まるごとアーカイブス等がどれに当てはまるか記載されていると、著作権処理の相場感が伝わるのではないか。このガイドラインを見てアーカイブを作ろうと思ってもらうことが大事だと思うが、こんなに大変なことをしなくてはならないのなら、アーカイブを作るのはやめようという印象を与えててしまう。

- 構成員 (嘉村構成員)

権利のレベルに応じて事例を紹介されるのがよい。またガイドラインとしては権利のレベル毎に工程表があると分かりやすい。

- 構成員 (高野座長)

この事業の目的として広くアーカイブを構築していただくことが目的であるのであれば、記載レベルを検討する必要がある。

- 事務局 (松尾)

対応を検討する。

- 構成員 (嘉村構成員)

権利者が申し立てを行った場合の対応は、ガイドラインに記載されているのか。

- 総務省 (白石課長補佐)

対応すべきということは記載しているが、対応方法までは記載できていない。

- 構成員 (高野座長)

ラウンドテーブルでも話があったが、震災アーカイブのコンテンツを使って副教材を作りたいという話があったときに、営利・非営利だけで判断することになると、無償で配布するのでのない副教材に関しては、公的に意味がある活動なのに、その道を閉ざすことになってしまう。本事業の目的として、アーカイブを構築しやすい形でライセンスを利用できる道を示してあげられるとよいのではないか。このライセンスを使ってコンテンツを収集したらどのくらい集まった、というユースケースがあるとわかりやすい。

- 総務省 (白石課長補佐)

許諾書の記載内容によって、どの程度のコンテンツが集まったという事例は運用モデル実証で行っているので、お示しすることは可能である。また営利・非営利は単に有償・無償かで判断すべきではないということは記載する。

- 構成員 (高野座長)

ライセンスを具体的に示せるとよい。

- 構成員 (大向構成員)

相場感は大事だと思う。政府オープンデータの議論の場においてもオープンなライセンスの相場とは何かという議論があった。世界的に検討している内容ではあるが、オープンソースデフィニションというイギリスの公的機関が作った基準があり、出所をはつきりさるcc-byを採用しており、なんとなくそれが相場感となっている。

- 構成員 (樺村構成員)

この章については主体的に記載しすぎているのではないか。事例を示すことで震災アーカイブのスタンスを示すことができればよいのではないか。また権利関係の書面が例としてたくさん出てきているが、現在は全てのコンテンツに対して許諾書を取っているのか。

- 構成員 (森山構成員)

我々が取り組んだときは、一括申請も含め、すべてのコンテンツに許諾を得た。日本では法的にはその対応が必要である。

- 構成員 (樺村構成員)

それぞれのアーカイブがそれぞれで許諾書を作り、許諾を取っているという状況は課

題では。何らか一つ「震災関連アーカイブを構築するならこの許諾書」といったコンセンサスの取れたものがあれば、これからアーカイブを構築しようとする人も参入しやすいはずである。

- 構成員 (高野座長)

そもそも、この許諾書は転載可能なのか。

- 事務局 (前田)

法律文書に該当すれば著作権はない。確認する。

- 構成員 (森山構成員)

一般の方からコンテンツを集めた際、BGM に市販 CD の曲が無断で使われるなど、権利関係の処理が行われていないものも多かった。募集の際に注意喚起していたが、例えば写真を撮影した人が使用を許諾してくれても、写っている人の肖像権についての許諾が取れていないというケースが多い。

- 構成員 (高野座長)

許諾書例がたくさん記載されていると、アーカイブを作ることが難しいもののように思われるのではないか。法的にはグレーでも、震災アーカイブなら許されるというような世論の流れを作るべきではないか。

- 構成員 (岩爪構成員)

ガイドラインはガイドラインとして、そのような提言を別で用意してはいかがか。

- 構成員 (高野座長)

ガイドラインとして、アーカイブの構築は難しい、という印象を与える記述にする必要はないのではないか。

- 構成員 (森山構成員)

権利を尊重することは明記し、問題があった場合には削除するという対処法も考えられる。

- 構成員 (安藤構成員)

構築・運用のガイドラインが分かりづらいことにより、全体的に分かりづらくなっているという印象を持った。誰に対するどういう目的のガイドラインなのかを整理し、ガイドライン全体としての見取り図を考えるべきである。

- 構成員 (岩爪構成員)

サマリー版のようなものがあるとよいのではないか。

## 【議題2：その他】

- 事務局より、資料②「東日本大震災アーカイブ」基盤構築プロジェクト ラウンドテーブル技術WG 議事要旨」を説明。

主な意見は以下の通り。

- 事務局 (前田)

第2回技術WG議事要旨は公開資料とさせていただく。また、第4回技術WGは3月21日10:30からの開催とさせていただく。

- 総務省 (白石課長補佐)

ガイドラインについてコメントがあれば、隨時送付していただきたい。

以上